

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第22号）（中央卸売市場第一市場及び中央卸売市場第二市場業務課）

1 卸売市場法の一部改正により卸売市場に係る認定制度が設けられたこと等に伴い、京都市中央卸売市場（以下「市場」という。）の業務に関し、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

(1) 市場の業務の方法に関する事項

ア 開設者の責務

本市は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において生鮮食料品等の取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないこととしました。

イ 卸売業者の売買取引の方法

卸売業者が市場において行う卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によるものとししました。この場合において、卸売業者は、現物を視認して取引することが適当な物品については、せり売又は入札の方法により卸売をするよう努めるものとししました。

ウ 指導及び助言

市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、必要な指導及び助言をすることができることとしました。

(2) 取引参加者が市場における業務に関し遵守すべき事項

ア 卸売の業務の許可等

市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないこととするほか、当該許可に関し必要な事項を定めることとしました。

イ 事業報告書の作成等

卸売業者は、卸売市場法施行規則に定めるところにより事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書について閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならないこととしました。

ウ 市場外にある保管場所の届出

卸売業者は、卸売の業務を行うに当たり、卸売をするために市場以外の場所に

生鮮食料品等を保管するときは、その旨を市長に届け出なければならないこととしました。

なお、市場外にある物品の卸売を原則として禁止する制度は、廃止することとしました。

エ 取引条件の公表

卸売業者は、市場における取引の条件について、公表しなければならないこととしました。

オ 市場秩序の保持に係る卸売業者等の監督

卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、その従業者が市場の秩序を乱す行為等を行うことがないように、必要かつ適切な監督を行わなければならないこととしました。

(3) その他

過料の上限額を地方自治法第14条第3項に規定する額の範囲内に引き下げるほか、所要の措置を講じることとしました。

2 第二市場の開場時間の変更

京都市中央卸売市場第二市場の開場の時間を次のとおり変更することとしました。

改正前	改正後
午前9時から午後3時まで	午前8時30分から午後4時まで

3 市場運営協議会の委員の数の上限の見直し等

市場運営協議会の委員の数の上限を26人から20人に変更するとともに、市長が学識経験者以外の者を委員に委嘱することができることを明確化することとしました。

4 その他

(1) 1に関し必要となる経過措置等について定めることとしました。

(2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

5 この条例は、令和2年6月21日から施行することとしました。ただし、第77条の改正規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第22号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第4条の2」に、「第3章 売買取引及び決済の方法（第36条～

「

第3章 売買取引及び決済に関する遵守事項

第63条）」を 第1節 売買取引の方法等（第36条～第57条） に改め、「卸売

第2節 決済の方法等（第58条～第62条）

」

の業務に係る」を削り、「第63条の2」を「第63条」に改める。

第1条中「卸売市場法」の右に「（以下「法」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 法第2条第4項に規定する卸売業者であつて、第5条の2第1項の規定による許可を受けたものをいう。
- (2) 仲卸業者 法第2条第5項に規定する仲卸業者であつて、第16条第1項の規定による許可を受けたものをいう。
- (3) 売買参加者 第25条第1項の規定による市長の承認を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。
- (4) 関連事業者 第29条第1項の規定による許可を受けて関連事業（市場の機能の充実に資する行為、又は市場の利用者に便益を提供するため、市場内の店舗において行う営業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。

第2条第2項を削る。

第4条第1項中「市場業務」を「市場の業務」に、「午前9時から午後3時まで」を「午前8時30分から午後4時まで」に改め、同条第2項中「（卸売市場法（以下「法」とい

う。)第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)」を削り、第1章中同条の次に次の1条を加える。

(開設者の責務)

第4条の2 本市は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において生鮮食料品等の取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第5条の次に次の2条を加える。

(卸売の業務の許可)

第5条の2 卸売の業務(市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、別に定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、前条に掲げる市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることにより卸売業者の数がその最高限度を超えることとなるときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 法人でないとき。

(2) 第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) その業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

(4) 卸売の業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験を有しない者であるとき。

(5) その純資産額が当該申請に係る取扱品目の部類につき別に定める純資産基準額(当該申請者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けているか又はその申請を

している場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類に係る純資産基準額を合算した額) 未満であるとき。

(6) 卸売の業務の適切な事業計画を定めていない者、事業計画の遂行が確実でないと認められる者その他市長が不適當であると認める者であるとき。

4 前項第5号の純資産額の計算方法は、別に定める。

(純資産額が不足する場合の措置)

第5条の3 市長は、卸売業者の純資産額が、前条第3項第5号の純資産基準額(その者が2以上の取扱品目の部類について同条第1項の許可を受けている場合にあつては、各取扱品目の部類に係る純資産基準額を合算した額) 未満であることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から別に定めるところによりその純資産額が同項の純資産基準額以上の額となった旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、速やかに当該処分を取り消さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による処分をした場合において、当該処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該申出を相当と認めることができないときは、当該期間の経過後遅滞なく、前条第1項の許可を取り消さなければならない。

第6条第1項中「法第15条第1項」を「第5条の2第1項」に改める。

第9条第1項中「、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して」を削り、同条第2項を削る。

第10条の次に次の5条を加える。

(卸売の業務の許可の取消し)

第10条の2 市長は、卸売業者が第5条の2第3項第3号の規定に該当することとなつたときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の2第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第5条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に卸売の業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上卸売の業務を遂行しないとき。

(事業の譲渡等)

第10条の3 卸売業者が卸売の業務に係る事業の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡について市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務に係る事業を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の規定による地位の承継は、被承継人である卸売業者が第64条第1項の指定を受けて使用していた荷卸場、卸売場及び事務所の使用を認められたものと解してはならない。

4 第5条の2第3項及び第4項の規定は、第1項及び第2項の認可について準用する。

(名称変更等の届出)

第10条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 名称又は住所を変更したとき。
- (3) 資本金若しくは出資の額又は役員に変更があったとき。
- (4) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、清算人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業年度)

第10条の5 卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月まで又は4月から9月まで及び10月から翌年3月までとする。

(事業報告書の作成等)

第10条の6 卸売業者は、卸売市場法施行規則（以下「省令」という。）第7条第1項に定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（同条第3項に規定する財務に関する情報が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、

これを閲覧させなければならない。

第11条第3項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第4号中「（第16条第1項の規定による許可を受けて仲卸しの業務（市場内に設置する店舗において卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）」及び「（第25条第1項の規定による承認を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第16条第1項中「仲卸しの業務」の右に「（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）」を、「者は」の右に「、別に定めるところにより」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削る。

第17条を次のように改める。

（保証金の預託等）

第17条 第6条の規定は、前条第1項の許可の通知を受けた仲卸業者について準用する。

2 仲卸業者が預託すべき保証金の額は、第15条第1項に掲げる取扱品目の部類ごとに30,000円以上300,000円以下の範囲内において、別に定める。

3 市長は、前項の保証金の額について、別に定めるところにより仲卸業者が連帯保証人を付したときは、保証金の預託を免じることができる。

4 第8条及び第9条の規定は仲卸業者について、第10条の規定は仲卸業者が預託した保証金について、第7条第2項及び第3項の規定は仲卸業者が預託すべき保証金のうちその金額が50,000円を超えるものについて準用する。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条及び第19条 削除

第20条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「第17条第1項の」を削る。

第21条の見出しを「（事業の譲渡等）」に改め、同条第1項中「事業（」を削り、「も

のに限る。)の譲渡し」を「事業の譲渡」に、「譲渡し及び譲受け」を「当該譲渡」に、「に申請してその」を「の」に改め、同条第2項中「たる」を「である」に、「市場における仲卸しの業務」を「仲卸しの業務に係る事業」に、「に申請してその」を「の」に、「当該業務」を「当該事業」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に、「譲渡人又は合併により消滅し、若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継させた法人」を「被承継人である仲卸業者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項後段を削り、同項を同条第4項とする。

第22条第1項中「(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者。第3項において同じ。)」を削り、同条第5項前段中「及び前条第3項」を削り、同項後段を削る。

第25条第1項中「除く。)は」の右に「、別に定めるところにより」を加え、「に申請してその」を「の」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第1項」の右に「の承認」を加え、「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定により罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第6号中「一」を「いずれか」に改める。

第28条第1項各号列記以外の部分中「(次条第1項の規定により市長の許可を受けて関連事業(市場の機能の充実に図り、又は市場の利用者に便益を提供するため、市場内に設置する店舗において行う営業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)」及び「の各号」を削り、同項第1号中「生鮮食料品等」の右に「(野菜、果実及び生鮮水産物を除く。)」を、「うち」の右に「主として」を加える。

第29条第1項中「者は」の右に「、別に定めるところにより」を加え、「に申請してその」を「の」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第1項」の右に「の許可」を加え、「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定により罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「関連事業」を「第1項」に改める。

第30条の見出し中「預託」を「預託等」に改め、同条第1項を次のように改める。

第6条の規定は、前条第1項の許可の通知を受けた関連事業者について準用する。

第30条第2項を削り、同条第3項中「1,000,000円」を「1,000,000円」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項前段中「第19条」を「第9条」に、

「第1項の保証金に」を「関連事業者が預託した保証金に」に改め、「第7条第2項及び第3項の規定は第1項の保証金のうちその金額が50,000円を超えるものについて」を削り、「第18条第2項」を「第17条第3項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第3項とする。

第31条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「前条第1項の」を削る。

第33条の見出しを「(事業の譲渡等)」に改め、同条第1項中「事業(」を削り、「ものに限る。)の譲渡し」を「事業の譲渡」に改め、「譲渡し及び譲受け」を「当該譲渡」に、「に申請してその」を「の」に改め、同条第2項中「たる」を「である」に、「市場における関連事業」を「関連事業に係る事業」に、「に申請してその」を「の」に改め、同条第3項前段中「第4項並びに」を削り、同項後段を削る。

第34条第1項中「(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該関連事業者の関連事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下第3項において同じ。)」を削り、「に申請してその」を「の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第22条第2項及び第3項の規定は、前項の認可の申請について準用する。この場合において、同条第3項中「第16条第1項の許可」とあるのは、「第29条第1項の許可」と読み替えるものとする。

第34条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項前段中「第21条第3項及び」を削り、同項後段を削り、同項を同条第4項とする。

第35条を次のように改める。

(準用)

第35条 第23条及び第24条の規定は、関連事業者について準用する。

第3章の章名中「の方法」を「に関する遵守事項」に改め、同章中第36条の前に次の節名を付する。

第1節 売買取引の方法等

第37条第1項を次のように改める。

卸売業者が市場において行う卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によるものとする。この場合において、卸売業者は、現物を視認して取引することが適当な物品については、せり売又は入札の方法により卸売をするよう努めるものとする。

第37条第2項から第5項までを削る。

第37条の2を削る。

第39条第1項前段中「市場に係る開設区域（法第7条第1項の開設区域をいう。以下同じ。）内」を「本市の区域内」に、「法第15条第1項」を「第5条の2第1項」に、「の卸売その他の販売を」を「を販売」に、「同項又は法第58条第1項の規定による許可」を「当該許可」に改め、同項後段中「当該申請の内容」を「申請書に記載した事項」に改める。

第40条第1項中「市場における」を削り、「または」を「又は」に、「もしくは売買参加者」を「その他の買受人」に改め、同条第2項中「法第15条第1項」を「第5条の2第1項」に、「当該申込みが第47条の規定により市長の承認を受けた受託契約約款によらないことその他の」を「省令第6条に規定する」に改める。

第41条第1項各号列記以外の部分中「市場における」を削り、「次の各号のいずれかに該当する」を「別に定める場合であって、市長が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可した」に改め、同項各号を削り、同条第2項から第6項までを削る。

第43条を次のように改める。

（市場外にある保管場所の届出）

第43条 卸売業者は、卸売の業務を行うに当たり、卸売をするために市場以外の場所に生鮮食料品等を保管するときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第44条から第47条までを次のように改める。

第44条から第47条まで 削除

第48条第1項本文中「（第43条第1項第3号の規定による承認を受けて卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品（以下この条において「電子商取引に係る受託物品」という。）を除く。）」及び「、市長が指定する職員（以下「本市職員」という。）の確認を受け」を削り、「結果」を「旨」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第50条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、別に定める場合であって、市長が市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めて許可したときは、この限りでない。

第50条第2項各号を削り、同条第3項から第7項までを削る。

第51条第1項前段中「市場に係る開設区域内」を「本市の区域内」に、「、第16条

第1項」を「第16条第1項」に、「提出して」を「提出し」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第39条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による承認について準用する。この場合において、同条第2項中「卸売の業務」とあるのは、「仲卸しの業務」と読み替えるものとする。

第51条第3項を削る。

第53条第1項中「市長」を「本市」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又はその」に、「命ずる」を「命じる」に改める。

第59条及び第60条を削る。

第58条第1項前段中「委託者」を「出荷者」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「規定により届け出た」を「届出をした」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「委託者」を「出荷者」に、「卸売市場」を「市場」に、「当該手数料率を届け出た」を「当該届出をした」に、「当該手数料率の」を「手数料率の」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第60条とする。

第57条の2の見出し中「仕切り及び送金」を「卸売業者の決済」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と」を「出荷者と前条第1項又は第3項の」に改め、「の各号」を削り、同条を第59条とする。

第57条の見出しを「（卸売業者の決済の方法）」に改め、同条第1項を次のように改める。

卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、その出荷者に対し、別に定める期日（売買仕切書の送付又は売買仕切金（次項第3号に規定する合計額及び同項第4号に規定する額の合計額から同項第5号及び第6号に規定する額の合計額を控除した額の金銭をいう。以下同じ。）の支払について出荷者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、売買仕切書を送付し、及び売買仕切金を支払わなければならない。

第57条第2項第2号中「委託者の責めに帰すべき理由により」を削り、同項第5号中「第58条第1項前段に規定する」を削り、同項第6号を次のように改める。

(6) 委託手数料等（委託手数料を除く。）の種類及び額（消費税額等相当額を含む。）

第57条第2項第8号中「委託者の責めに帰すべき理由により」を削り、同条に次の2項を加える。

3 卸売業者は、物品を買い受けたときは、その出荷者に対し、別に定める期日（出荷者

との特約がある場合には、その特約の期日)までに、買受代金を支払わなければならない。

4 第1項及び前項の支払は、別に定める方法により行わなければならない。

第57条を第58条とする。

第56条第1項中「第54条第1項」を「第55条第1項」に、「, 主要な品目の数量」を「, 速やかに, 主要な品目の卸売予定数量」に改め、「その」を削り、「, 速やかに, 市場内の掲示場に掲示する」を「公表する」に改め、同条第2項中「第54条第2項」を「第55条第2項」に改め、「ときは」の右に「, 速やかに」を加え、同条を第57条とし、同条の次に次の節名を付する。

第2節 決済の方法等

第55条第1項各号列記以外の部分中「ごとに」の右に「, 別に定める時刻までに」を加え、「数量」を「卸売予定数量」に改め、「その」を削り、「, 別に定める時刻までに, 卸売場の見やすい場所に掲示しなければ」を「公表しなければ」に改め、同項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「第3号及び第4号」を「次号」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第41条ただし書の規定による許可を受けて当日卸売をする物品

第55条第1項第4号を削り、同条第2項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「第3号及び第4号」を「次号」に改め、同項第3号中「第41条第1項第1号, 第2号イ又は第3号イ」を「第41条ただし書」に、「より市長の許可又は承認」を「よる許可」に改め、同項第4号を削り、同条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、毎月10日までに、前月中に受領した委託手数料等の種類ごとの受領額及び同月中に奨励金等を交付した場合にあっては、その種類ごとの交付額を公表しなければならない。

第55条を第56条とする。

第54条第1項各号列記以外の部分中「数量」を「卸売予定数量」に改め、同項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「第3号及び第4号」を「次号」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第41条ただし書の規定による許可を受けて当日卸売をする物品

第54条第1項第4号を削り、同条第2項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「第3号及び第4号」を「次号」に改め、同項第3号中「第41条

第1項第1号、第2号イ又は第3号イ」を「第41条ただし書」に、「より市長の許可又は承認」を「よる許可」に改め、同項第4号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 卸売業者は、毎月10日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前月中に卸売をした物品の市況、数量並びに卸売価格の合計額及び卸売決定価格の合計額
- (2) 第5条の2第1項の規定による許可に係る卸売の業務以外で生鮮食料品等の卸売その他の販売をした数量並びに金額（消費税額等相当額を含む。）及びその額から消費税額等相当額を控除した額
- (3) その他市長が必要と認める事項

第54条第4項を削り、同条第5項中「除して得た」を「控除した」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第55条とする。

第53条の次に次の1条を加える。

(取引条件の公表)

第54条 卸売業者は、市場における取引の条件について、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関して出荷者又は買受人が負担する費用（以下「委託手数料等」という。）の種類、内容及び額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払の期日及び方法
- (6) 取引に関して奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）を出荷者又は買受人に交付する場合には、その種類、内容、交付の基準及び額

第61条の見出し中「即時支払義務」を「決済の方法」に改め、同条第1項中「仲卸業者及び売買参加者は、」を削り、「買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者が仲卸業者及び売買参加者と）」を「物品を買い受けた仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者に対し、別に定める期日（」に、「をした」を「がある」に、「までに）、買い受けた物品」を「）までに、当該物品」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の支払は、別に定める方法により行わなければならない。

3 仲卸業者から卸売に係る物品を買い受けた者は、当事者間で定める方法により、仲卸

業者に対し、当該物品に係る買受代金を支払うものとする。この場合において、買受人は、買受代金を別に定める期日までに支払うよう努めなければならない。

第61条第4項を削る。

第63条を削る。

第4章を次のように改める。

第4章 生鮮食料品等の品質管理の方法

第63条 卸売業者、仲卸業者その他市場において生鮮食料品等を取り扱う者は、食品衛生法その他関係法令を遵守し、生鮮食料品等を適正に管理しなければならない。

第64条第2項中「をいう。ただし、」を「(」に改め、「除く。」の右に「) をいう。」を加え、「に申請してその」を「の」に改め、同条第7項中「第19条」を「第9条」に改める。

第65条第1項中「許可」の右に「(以下「指定等」という。）」を、「使用させ」の右に「、又は所定の用途以外の用途に使用し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めて承認したときは、この限りでない。

第65条第2項を削る。

第67条の見出し中「又は許可」を「等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第64条第1項の指定又は同条第2項若しくは第3項の許可」を「指定等」に改める。

第69条の見出し中「または許可」を「等」に改め、同条本文中「第64条第1項の指定または同条第2項もしくは第3項の許可」を「指定等」に、「行なって」を「行って」に改める。

第73条第1項中「第64条第1項の指定又は同条第2項若しくは第3項の許可」を「指定等」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第2」に改める。

第74条第1項中「市場業務」を「市場の業務」に、「本市職員」を「その指定する職員」に改め、同条第2項中「本市職員」を「職員」に改め、同条を第74条の2とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(指導及び助言)

第74条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、第3章及び第4章に定める事項の遵守に関し必要な指導及び助言をすることができる。

第75条第1項中「市場における」を削り、同条第2項中「市長は、」の右に「卸売業

者又は」を加え、「市場における」を「卸売の業務又は」に、「当該仲卸業者に」を「当該卸売業者又は仲卸業者に」に、「当該仲卸業者の」を「その」に改める。

第76条第1項中「100,000円」を「50,000円」に改め、「科し」の右に「,第5条の2第1項の許可を取り消し」を加え,同条第2項及び第3項中「100,000円」を「50,000円」に改め,同条第5項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め,同項第2号及び第3号中「委託者」を「出荷者」に改める。

第77条第2項中「26人」を「20人」に改め,同条第3項中「者」の右に「その他市長が適当と認める者」を加え,「市長」を「,市長」に改める。

第77条の2第1項中「審議する」の右に「とともに,当該事項について市長に対し,意見を述べる」を加え,同条中第2項を削り,第3項を第2項とし,第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第80条本文中「別表第5」を「別表第3」に改める。

第81条及び第83条第1項中「別表第6」を「別表第4」に改める。

第90条第1項中「それぞれ」の右に「第5条の2第1項の許可,」を加える。

第92条第1項及び第2項を削り,同条第3項を同条第1項とし,同条第4項中「並びに」を「又は」に,「及び」を「若しくは」に,「市場内において」を「卸売のせりに参加するとき」に改め,同項を同条第2項とし,同条第5項を同条第3項とし,同条第6項中「命ずる」を「命じる」に改め,同項を同条第4項とする。

第96条第1項中「もしくは」を「若しくは」に,「または」を「又は」に,「行なつて」を「行って」に改め,同条第3項中「または」を「又は」に改め,同条に次の1項を加える。

4 卸売業者,仲卸業者,売買参加者及び関連事業者は,その役員及び使用人が第1項に規定する行為を行うことがないよう,必要かつ適切な監督を行わなければならない。

別表第1 京都市中央卸売市場第一市場の項中

野菜、果実並びにこれらの加工
品及びその他の食料品のうち別
に定めるもの

生鮮水産物並びにその加工品及
びその他の食料品のうち別に定
めるもの

を

野菜及び果実並びにこれらの加
工品その他の生鮮食料品等（生
鮮水産物及びその加工品並びに
肉類を除く。）

生鮮水産物及びその加工品その
他の生鮮食料品等（野菜及び果
実並びにこれらの加工品並びに
肉類を除く。）

に改める。

別表第2及び別表第3を削り、別表第4を別表第2とし、別表第5を別表第3とする。

別表第6中「第81条、第83条関係」を「第81条及び第83条関係」に改め、同表を別表第4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第77条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例(以下「改正後の条例」という。)第41条及び第50条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る許可について適用し、施行日前の申請に係る許可及び承認については、なお従前の例による。

(卸売の業務の許可に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（以下「旧卸売市場法」という。）第15条第1項の規定による許可を受けて京都市中央卸売市場において卸売の業務（旧卸売市場法第4条第2項第4号に規定する卸売の業務をいう。）を行っている者は、この条例の施行の時ににおいて、改正後の条例第5条の2第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

(届出に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市中央卸売市場業務条例第43条第1項第1号の規定による市長の指定（旧卸売市場法第39条第1号の規定による農林水産大臣の指定を含む。）を受けた場所に生鮮食料品等（卸売市場法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。）を保管している者は、この条例の施行の時ににおいて、改正後の条例第43条の規定による届出をしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 5 市長は、改正後の条例第5条の2第1項、第16条第1項若しくは第29条第1項の許可、改正後の条例第11条第1項の登録又は改正後の条例第25条第1項の承認の申請があった場合において、申請者が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの（以下「有前科者」という。）であるとき（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち有前科者があるものであるときを含む。）は、改正後の条例第5条の2第3項、第11条第3項、第16条第3項、第25条第3項及び第29条第3項の規定にかかわらず、当該許可、登録又は承認をしてはならない。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

- 7 京都市暴力団排除条例の一部を次のように改正する。

別表第8号中「第11条第1項の規定による登録、同条例」を「第5条の2第1項、」に改め、「許可、同条例」の右に「第10条の3第1項若しくは第2項、」を、「認可」の右に「、同条例第11条第1項の規定による登録」を加える。

(中央卸売市場第一市場及び中央卸売市場第二市場業務課)